

令和8年度 第1回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和8年度第1回農業委員会総会日程表

日 時 令和8年4月6日（月） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 2階会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 押条和司朗

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
日程第6 議案第4号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
(追加議案)
日程第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

出席委員 (18名)

- | | | | |
|---------|----------|--------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 前田和美 | 3 高橋忠明 | 4 石川光男 |
| 5 押条和司朗 | 6 喜井仁志 | 7 池田忠志 | 8 篠永賢二 |
| 9 星川俊夫 | 10 河村久仁彦 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋正敏 |
| 13 曾我部清 | 14 川上國次 | 15 合田仁 | 16 村上佳清 |
| 17 寺尾悟志 | 18 鈴木敏也 | | |

出席農地利用最適化推進委員 (24名)

- | | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 1 脇純樹 | 2 石川茂 | 3 山下宏二 | 4 森川雅之 |
| 5 村上徳久 | 6 佐藤保之 | 7 宇高勉 | 8 鎌倉静夫 |
| 9 竹本正行 | 10 大西久史 | 11 石川秀樹 | 12 三宅秀明 |
| 13 紀井正明 | 14 受川清男 | 15 三好昇 | 17 鈴木健太郎 |

18 伊藤 浩一 19 高橋 藤信 20 越智 英樹 21 近藤 久美
22 近藤 章仁 23 河村 啓之 24 竹内 正篤 25 山内 浩史

欠席委員（1名）

19 石川 武将

出席した職員

事務局長 岩崎 浩樹 次長 三宅 栄一 次長 石川 みちる
主任 大西 洸喜

第1回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和8年4月6日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、初めに、4月1日付で新しく農地利用最適化推進委員になられました委員の委嘱状交付式を行います。

局長 順次お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立ください。
会長、中央の演台へご移動願います。

局長 令和8年4月1付け農地利用最適化推進委員に委嘱する者
(全員の名前を読上げ)

代表 脇 純樹 委員

局長 一同、「礼」

会長 (会長より委嘱状交付)

局長 一同、「礼」

局長 ご着席ください。

局長 以上をもちまして、委嘱状交付式を終了いたします。

局長 それでは、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、農業委員の方から順次、自席にて自己紹介をお願いいたします。

(農業委員1~19番・推進委員1~25番 自己紹介)

局長 続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

(事務局 自己紹介)

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第1回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

19番 石川 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

3番 高橋 委員、4番 石川 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議 長 報告を求めます。大西 主任

大 西 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和8年2月17日解約。

番号2の案件については、令和8年3月10日解約。

以上、2件の解約通知がありました。報告を終わります。

議 長 以上で報告は終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主任

大 西 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」につい

て、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1と番号2の案件は、関連案件のため一括して説明いたします。

両案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、3月2日に前任の地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は柑橘の栽培を予定しています。

番号3の案件については、贈与による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、3月9日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、3月11日に前任の地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。自宅の近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は果樹の栽培を予定しています。

番号6の案件については、小作地開放です。所有権を譲り受け、経営の安定を目指すもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号7の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り経営の安定を目指すもので、許可後は果樹や里芋の栽培を予定しています。なお、現在、申請地周辺では農道整備が行われております。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議 長 番号1番と2番について、質疑はありませんか。

委 員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、前任の越智委員が3月2日にヒアリング及び現地確認を行い、内容等についての引き継ぎを受けました。

受人は、過去に2年ほど農作業を手伝った経験があり、今回は、地域の知り合いから指導を受けたり、インターネット等で情報収集をしながら、現在申請地に植えられている果樹を継続して栽培する予定とのことで、営農については問題ないと思われれます。所有している農業機械は動噴機のみですが、会社社長が所有しているトラクターなども貸してもらえるとのことので、農地の管理は十分可能であると思われれます。また、地域の取り決めごとについては遵守し、今後も農業に従事していくことを確認しました。

議 長 続きまして3番

委 員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、3月9日に現地確認とヒアリングを行いました。

受人はこのたび、親戚から申請地を譲り受けて、休日を中心に、長年農業に携わる母に指導を受けながら、世帯で野菜の栽培を計画しています。

農作業については、果樹や家庭菜園の収穫を手伝った経験があり、農機具は、耕運機や草刈機、噴霧機を所有しており、必要に応じて渡人から払い受けるため、農地の管理は十分可能であると思われれます。規模の拡大は考えておらず申請地での耕作と農地管理を継続したいと考えています。

また、通作についても自家用車で10分程度と支障はなく、水路清掃等への参加や取決めなども遵守するとのことなので問題ないと思われれます。

議 長 4番

委 員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、前任

の河村委員が3月11日にヒアリング及び現地確認を行い、内容等についての引き継ぎを受けました。

10年ほど前から、自宅敷地内で自家消費野菜を栽培している経験があり申請地も自宅前で近いため、営農については問題ないと思います。現在、農機具は所有しておりませんが、管理機等を購入予定とのことで、農地の管理についても十分可能であると思われまます。今後、渡人の方や近隣の方々に指導を受けながら耕作能力を高め、継続して農業に従事していきたいとのことです。周辺地域との関係も良好であり、地域の水路清掃等への参加や取決めを遵守することも確認しました。この件については問題なしと思われまます。

議 長 5 番

委 員 異議ありません。

議 長 6 番

委 員 異議ありません。

議 長 7 番

異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 議案書の譲受人情報の欄に日本国と書かれていますが、昨年まではなかったと思うのですが、何か変更があったのですか。

大 西 昨年度、全国で農地台帳システムの改修があり、それに伴って国籍が表記されるようになりました。

委 員 外国人なら国名が表記されるのですか。外国人も農地を買えるのですか。

三 宅 国名が表記されます。外国人で取得できる方は、特別永住者、中長期在留者の方で、在留期間が短期の方や期間の満了日が近い方は取得できません。

委員 わかりました。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は4件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は現在賃貸共同住宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号2の案件について、受人は市内で宅地建物取引業を営んでいる法人です。都市計画法上の用途地域内で、高速道路からのアクセスや交通の便も良い、環境に優れた申請地を譲り受けてのホテル建設用地の造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、本件は3,000㎡を超える案件であり、開発許可が必要となるため、土地利用計画、排水計画等については、市都市計画課において審査されております。

番号3の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでいる法人で、住環境の良い同地域内での住宅用地の需要が高いことから、申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号4の案件について、受人は家族と賃貸共同住宅に居住していますが、今後、親の介護が必要になることを見据え、実家近くの父親が所有する申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 4条や5条の申請が出てくる中で、昨年からはまった盛土規制法について、農業委員としてどこまで関わればいいのか教えてください。

三宅 申請人や申請代理人が提出する転用許可申請の必要書類として、事前に四国中央土木事務所へ確認したことがわかる書類を添付していただくようにし

ておりますので、議案に諮っている案件については確認済みということになり、委員の方が関わっていただく必要はございません。

委員 申請する前に相談を受けた場合、盛土規制法にかかるかかからないかということ、委員が判断することにはならないと思うが、土木事務所へ行くのか、農業委員会が指導するのか、委員としてはどのように伝えればいいのか教えてください。

三宅 盛土規制法についての確認を土木事務所にしてくださいと伝えていただくか、農業委員会事務局に相談していただくよう案内していただければと思います。

委員 わかりました。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、番号1については、山内委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、山内委員の退席を求めます。

(山内 浩史 推進委員 退席)

議長 議案第2号中、番号1、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、番号1は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 山内委員の入室を許可いたします。

(山内 浩史 推進委員 入室・着席)

議長 山内委員に報告します。山内委員関連案件の番号1については、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達することに決しましたので、報告いたします。

議長 では、採決を続けます。議案第2号中、番号1以外について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第5、議案第3号、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 石川 次長

石川 それでは、議案第3号、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、説明いたします。

農地中間管理事業として適当と認められた中間管理権の設定12件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

番号1の案件については、5年間の使用貸借です。

番号2の案件については、10年間の使用貸借です。

番号3の案件については、9年間の使用貸借です。

番号4の案件については、5年間の使用貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、5年間の使用貸借です。

番号7の案件については、5年間の使用貸借です。

番号8の案件については、5年間の使用貸借です。

番号9の案件については、5年間の使用貸借です。

番号10の案件については、5年間の使用貸借です。

番号11の案件については、5年間の使用貸借です。

番号12の案件については、10年間の使用貸借です。

以上で説明を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

番号1から番号12について、質疑はありませんか。

委員 この貸借期間について、最長とか最短とかはあるのですか。

三宅 中間管理機構への貸借は、原則10年以上ですが、やむを得ない場合は5年以上の貸借も可能です。最長は特に縛りはありませんが、民法上は50年という期間はあります。

委員 永代というものはないのですか。

三宅 ありません。

委員 わかりました。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、番号12については、鈴木委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退席を求めます。

(鈴木 敏也 委員退席)

議長 議案第3号中、番号12、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、番号12は、「異議なき旨の意見」とすることに決しました。

議 長 鈴木委員の入室を許可いたします。

(鈴木 敏也 委員 入室・着席)

議 長 鈴木委員に報告します。鈴木委員関連案件の番号 12 については、「異議なき旨の意見」とすることに決しましたので、報告いたします。

議 長 では、採決を続けます。議案第 3 号中、番号 12 以外について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して機構へ進達いたします。

議 長 日程第 6、議案第 4 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第 4 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」について、説明いたします。

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされております。その際、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況について点検、評価した結果を公表しなければならないとされており、国により、最適化活動の目標等については 4 月末までに公表し報告することが定められております。

そこで、令和 8 年度の最適化活動の目標の設定等（案）について、お諮りするものです。

まず、1 ページをご覧ください。

I 農業委員会の状況 1 農業委員会の現在の体制について、農業委員は、定数・実数ともに 19 名。農地利用最適化推進委員は、定数 25 名に対して実数 24

名。これは、候補者であった25名のうち1名が、委員として決定される前に辞退されたことによるものです。2農家・農地等の概要については、国が公表しているデータと農業振興課・農業委員会が調査・確認した数字を記入しております。

次に、2ページをご覧ください。

Ⅱ最適化活動の目標、1最適化活動の成果目標、(1)農地の集積についてです。

②目標につきまして、集積率は、本市の農業経営基盤強化促進に関する基本構想で38パーセントを目標とすることが設定されておりますので、整合性を図るため、これを農業委員会の目標とします。

続いて(2)遊休農地の解消についてです。

①の現状は、令和7年度の利用状況調査によるもので、緑区分の遊休農地面積は147ヘクタール、黄区分の遊休農地面積は88ヘクタールで、合計235ヘクタールが1号遊休農地面積となっております。

②の目標、ア.既存遊休農地の解消の表aは、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積を上段に、令和4年度から8年度までの5年間をかけて解消するための面積を下段に記入することとされておりますが、当時、当農業委員会では、遊休農地はすべて黄区分としており緑区分と分けて計上していなかったため、ゼロヘクタールとなります。

イ.新規発生遊休農地の解消は、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地を解消目標面積に設定することとされていることから、令和6年度に農地パトロールで判明した147ヘクタールから、条件の悪い狭小地や傾斜地を除いた145ヘクタールを目標とします。

次に3ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進についてです。

①の現状は、新規就農者のうち、経営規模拡大の意思がある方を対象としております。②の目標は、新規参入者への貸付等について同意を得た農地を公表することとなっており、その面積については、過去3年分の各年度の権利移動面積の平均の1割以上となるよう設定することとなっているため、3.2ヘクタールを目標面積としております。

2最適化活動の活動目標についてです。(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、前年度と同じく月6日を目標とします。

(2) 活動強化月間の設定目標は、農地パトロールによる遊休農地の解消、新規就農者相談会による新規参入の促進、地域計画の協議場への参加による農地の集積とします。(3) 新規参入相談会への参加目標は、毎年11月に開催している産業祭において、来場者からの新規就農等の相談対応を、委員の方と市や関係機関とともに実施したいと考えておりますので、それを目標として設定させていただいております。

以上、令和8年度の最適化活動の目標の設定等につきまして、本総会で承認をいただきましたら、県へ報告し、市のホームページにて公表いたします。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

委員の方で、意見があればお願いします。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、承認することに決しました。

議 長 次に、追加議案、日程第7、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主任

大 西 それでは、本日、追加議案として配布しております、議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について説明いたします。令和8年4月6日追加議案分の1ページをご覧ください。

申請案件については、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1について、農業振興地域整備計画を変更する旨の公告について、見込みであったものが、3月25日付で公告されたことにより申請の条件を満たしたため、追加議案としてお諮りするものです。

申請理由について、受人は申請地に隣接する住居で整体院を営んでおりますが、来院者の増加に伴い駐車場が不足し、施術スペースが手狭となったため、申請地を譲り受けて整体院棟及び車両置場を建築するものです。なお、申請地は第1種農地ですが、周辺の地域に居住する者の営む業務上必要な施設であることから、例外許可事由である集落接続に該当するため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 以上をもちまして、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 (「特になし。」との声)

議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第1回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:47)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 押 条 和 司 朗

委 員 高 橋 忠 明

委 員 石 川 光 男